

市営プールがオープンします

時 7月1日(月)～8月31日(土)
午前9時～午後5時(7月19日(金)までの平日は午後1時～5時)

場 治郎丸・千代田・平和町プール
●中学校プールの一般開放

時 7月21日(日)～8月30日(金)、午前9時～正午・午後1時～5時

場 明治・稲沢西・大里東中学校

他 大会や学校行事などのため利用できない場合があります。詳しくは、ID3902 で確認してください

問 スポーツ課 ☎34-6318



コミュニティバスを利用してください

問 総務課 ☎32-1159 ID1291

コミュニティバスの運行における利用者1人当たりの市負担額は下表のとおりです。この負担額の基準値を1,500円とし、利用状況を参考に運行路線の見直しを検討していきます。運行を継続していくために、コミュニティバスを利用してください。



●令和6年3月分

路線名	利用人数	バス運行経費における1人当たりの市負担額
稲沢中央線 アピタ稲沢店系統	9,466人	154円
祖父江・稲沢線 ふれあいの郷系統	1,365人	806円
祖父江・稲沢線 地泉院系統	1,462人	741円
下津・大里線	878人	1,428円
千代田・平和線	949人	1,220円

市・県民税および森林環境税の納付

ID3895

令和6年度市・県民税および森林環境税の普通徴収と、公的年金からの特別徴収の納税通知書を、6月中旬に送付します。

普通徴収の第1期納期限 7月1日(月)

●市・県民税および森林環境税の公的年金からの特別徴収制度

令和6年4月1日現在、65歳以上の方は、公的年金などにかかる市・県民税および森林環境税が、公的年金から特別徴収(天引き)されます。

昨年度以前から特別徴収の対象となっている方は、4月・6月・8月の仮徴収と10月・12月・令和7年2月の本徴収での納付となります。

令和6年度から新たに対象となる方は、10月から特別徴収による納付となります。

●減免・免除制度

納付が困難で一定の要件に該当する方は、減免・免除の適用があります。詳しくは、普通徴収の第1期納期限までに問い合わせてください。

問 課税課 ☎32-1205

段ボールで生ごみを堆肥化してみませんか

ID3647

生ごみを堆肥化できる段ボールコンポストのスタートセットを、市内在住の方に無料で配布しています。

場 環境センター事務所

配布物 堆肥化用の土とマニュアル(段ボールは各自で用意してください)

他 1世帯1セット。数に限りがあります

問 資源対策課 ☎36-0135

児童手当の現況届

ID2102

令和4年度から現況届の提出は原則不要となりましたが、一部の受給者は提出が必要です。対象者には通知を送付します。

●次の変更事項がある方は届出が必要です

- ・児童を養育しなくなったなど、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ・児童や配偶者の情報(住所や氏名など)に変更があったとき
- ・受給者の加入する公的年金制度(保険証の種類)に変更があったとき
- ・令和4年度、令和5年度の所得が所得上限額以上で児童手当が支給されていない方で、令和6年度所得が所得上限額未満となる方 ※手続きが遅れた場合、手当が支給されない月が発生する恐れがあります

問 子育て支援課 ☎32-1296

稲沢市税条例・都市計画税条例の一部改正

地方税法などの改正に伴い、条例の一部を改正しました。主要内容をお知らせします。

問 課税課 ☎32-1193 ID3958

1 個人住民税

●定額減税の実施 令和6年度分

対象 前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者
※住民税非課税または均等割のみ課税の方は対象外

内容 本人、控除対象配偶者または扶養親族1人につき、1万円の減税(国内に住所を有する方に限る) ※控除対象配偶者および扶養親族の判定は原則、令和5年12月31日時点

納税方法別の定額減税の仕方(令和6年度分)

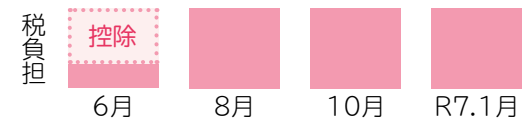
① 給与所得に係る特別徴収(給与天引きの方)

令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11カ月に割り振られます。



② 普通徴収(納付書払いや口座振替の方)

定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分(令和6年6月分)の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除されます。



※控除しきれない場合は8月分から順次控除

③ 公的年金等に係る所得に係る特別徴収(年金天引きの方)

定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から順次控除されます。



※控除しきれない場合は12月分から順次控除

その他 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税され、減税しきれない場合は、別途給付金(調整給付)が支給されます。また、令和6年分の所得税(国税)においても本人、控除対象配偶者または扶養親族1人につき、3万円の定額減税が実施されます。給付金や所得税の定額減税については、市ホームページを確認してください

2 固定資産税・都市計画税

●土地に係る負担調整措置 令和6～8年度分

令和6年度の評価替えに伴い、地域や土地によりばらつきのある税負担を均衡化させる調整措置について、従来の仕組みを継続します。

